

平成30年度山武健康福祉センター運営協議会 質疑応答要旨

【事前質問回答】

(事務局)

事前質問は2問いただいております。

1 問目、事業年報99ページの健康危機管理体制の整備について：新型インフルエンザ等の対策について、市町との連絡体制や情報共有、医師会との調整など、今後の進め方や方向性を示していただきたい。

との御質問ですが、市町との連絡体制や情報共有につきましては、新型インフルエンザ等が海外で発生しましたら、国から県へ、県から山武健康福祉センター及び管内市町へと連絡される仕組みになっております。また、日頃当センターでは地域における感染症の拡大予防を目的に、山武管内の感染症の発生動向を感染症発生情報として週1回メールやファックスで各市町や医師会等に配信しており、新型インフルエンザ等発生時には、臨時配信を行うなど迅速かつ適切な情報提供に努めてまいります。国内発生早期は、保健所が設置した帰国者接触者相談センターにおいて帰国者接触者外来を紹介し、新型インフルエンザ等と診断された場合は、感染症指定医療機関にて入院診療となります。また、県内感染期には医師会やすべての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うようになります。

2 問目、事業年報71ページ(4)ア在宅療養支援計画策定・評価事業について、表10-(4)-アの平成28年度及び平成29年度における支援計画の策定件数がいずれも0件となっているが、これは単に対象者がいなかったということなのか。

との御質問ですが、28年度及び29年度は対象者がおりませんでした。以上です。

【質疑応答】

質問1

(A委員)

医師会から、ひとつは、パンデミックになった場合というのは、ある部分ではかなり法的な措置をとらなければならないようなことも起こってくるので、指揮権は誰が持つのかということ。

もうひとつは、病院も含めて我々は第一線で一番新しい患者さんを診ているわけですが、国から県、県から保健所、市町村という形で情報が伝わってくるとやはり遅いと思う。感染症を拡大させない第一のことは情報である。これは確実なものが必要かもしれないが、ある程度の情報が出た場合は即座に医療関係者に伝えて欲しい。これは我々の要望です。

(健康福祉政策課)

指揮権というお話をいただきました。直接のお答えになるのかということですが少し悩ましいのですが、県の行動計画の各項目について担当する部門というものが事前に整理されております。それは市町村もありますし、県の各部門というところもあります。そこが動き出すようにという指示は、知事が出すという形になっています。

(A委員)

もう少し具体的な話でいうと、例えば何年か前に韓国でMARSが（発生し）、結局（対応が）遅れて最終的には一つの村が封鎖になった。ある程度法的な規制をもってやらなければいけない場合というのがでてくると思うが、それを含めて発動する責任者が誰かという意味合いも含めてなのだが。

(健康福祉政策課)

今日のお話でいえば新型インフルエンザ等対策特別措置法になりますが、感染症法その他各法令で取り組む部分がありますので、それぞれを所管する知事という形をとるか、保健所で動けるものがあるか、というところかと思えます。

(A委員)

実際にパンデミックになった場合には、現場は即刻に指揮する人がいないと混乱するだけである。ある意味では独裁体制みたいな形でやっていかないと、あつという間感染が拡大することもあるし、人の命に関わることなので、きちんと誰か一人が指揮権をもって、ある程度の強制力を行使できるような人がいない限りは、混乱するだけだと思う。例えば重症な患者さんがいた時に、各科の専門の先生がそれぞれ意見を言うだなんて間に合わないから、主治医権限で全部動かしていくので、それはパンデミックになった場合でもそういう指揮権の発動の仕方をしないと相当遅れるのではないかという印象を持っている。

(健康福祉政策課)

いただいた御意見をこれからの体制整備に活用していきたいと思えます。

(センター長)

総括といたしまして、計画も含めて、国の方の指示によって県は動いておりますので、基本的には国の方で決められたことや厚生労働大臣等の発言によって、県は動くということになってまいります。

(A委員)

特に成田は飛行場を控えていて、まだ上から指示がおりてこないときに患者が出た場合にどうするのか。動かないのか。

(センター長)

そういう場合は、検疫所や保健所の方に連絡がありますので、そこから私どもの方がそういう疾患を診られる病院にお連れしたり、検査体制を組むようになっております。

(A委員)

再度要求なのだが、そういうことが出た場合は管内の医療従事者及び医療関係者のところに、不確かな情報でもいいので即刻出して欲しいのだが。

(センター長)

陽性が判明した場合は関係機関に必ず滞りなく情報を出しております。

(A委員)

県の方をお願いします。なるべく県から、県の医師会でも結構ですから、即刻発信して欲しい。

(健康福祉政策課)

できる限り、早く出すように努めたいと思います。

質問2

(B委員)

確か何年か前に新型インフルエンザがあり、このときに、パンデミックの場合は私たち中小病院も入院患者を受け入れる、受け入れないあったのだが、初期の発生の頃は一か所の病院に全部入れようということだったと思う。それは確か県立病院（現在廃止）だったのだが、今はどこがまず最初に患者をみんな引き受けて一手に入院させることになっているのか。

(健康生活支援課長)

初期の段階では、感染症指定医療機関に診ていただくことになっています。

(B委員)

その病院の感染症病床は2床ではないか。患者が多数になった場合はどうするのか。以前は何十人も受け入れられるようになっていたのだが、現在は何人くらい受け入れられるか決まっているのか。

(健康生活支援課長)

感染症病床は4床ですが、感染症指定医療機関で受け入れられない場合には、保健所の方で帰国者接触者相談センターにおいて帰国者接触者外来を紹介し、新型インフルエンザ等と診断された場合は感染症指定医療機関にて入院診療となります。帰国者接触者外来につきましては、感染症指定医療機関以外の医療機関を指定しますので、その医療機関で診ていただくことになります。

(B委員)

帰国者接触者外来はどこにあるのか。山武管内にもあるのか。

(健康生活支援課長)

1か所ありますが、非公開となっております。